

No.	カテゴリ	質問	回答
1	調査の安全性	調査票はどのように管理されていますか。	町田市では、調査票を国に提出するまでの間、調査票の管理に万全を期しており、また、国（統計局）では、専用の保管室で厳重に管理しておりますので、ご安心ください。 また、調査票は、集計が完了すると完全に溶かしてしまいます。
2	調査の安全性	調査票が、調査以外の目的で使われることはありませんか。	調査票に書いていただいたことは、統計を作るためだけに使われるものです。統計法によって、統計以外の目的に使用することは固く禁じられています。税金の資料やダイレクトメールのリストなどの統計以外の目的に使われることは決してありませんので、安心してご記入ください。
3	調査の安全性	プライバシーは守られますか。	調査に従事する人（国・地方公共団体の職員及び調査員）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されています。また、統計法によって、調査票に書いていただいたことを、統計以外の目的に使用することは固く禁じられています。
4	調査の対象、調査する場所	現在町田市に住んでいますが、住民票を移していない場合、調査はどこで行うのですか。	国勢調査は、住民票などの届出場所に関係なく、10月1日現在、ふだん住んでいる場所で調査を行うことになっています。 具体的には、すでに3か月以上住んでいるか、3か月以上住むことになっている場所で、調査を行います。
5	調査の対象、調査する場所	外国人も調査の対象となりますか。日本人ではありませんが調査の対象となりますか。	国籍に関係なく、10月1日現在すでに日本に3か月以上住んでいるか又は住むことになっていれば、調査の対象となります。
6	調査の対象、調査する場所	主人は4か月間海外へ出張しています。調査の対象となるのですか。	10月1日現在、自宅を離れて3か月以上になるか、3か月以上になることが明らかな場合は、調査の対象にはなりません。 したがって、4か月間海外へ出張しており、10月1日にいないのであれば、ご主人については、調査の対象にはなりません。
7	調査の対象、調査する場所	日本人ではありませんが、現在日本に住んでいます。10月1日の前後に2か月ほど本国に戻る場合、調査の対象となるのですか。	ふだん日本で生活している人であって、日本を離れる期間が3か月以内であれば、調査の対象となります。
8	調査の対象、調査する場所	家の建て替えのため別の場所で寝泊まりしているが、家ができあがりしだい元の所に帰ることになっている場合は、どこで調査するのですか。	10月1日現在、仮住まいしている所で調査します。
9	調査の対象、調査する場所	学生で親戚の家に間借りしながら通学している場合、どこで調査するのですか。	一般の家庭に間借りしている学生の場合、10月1日現在、すでに3か月以上住んでいるか、3か月以上住むことになっているときは、その間借りしているところで調査します。
10	調査の対象、調査する場所	学生でふだん自宅に住んでいますが、現在実習で1か月程度学生寮に寝泊まりしています。この場合、どこで調査するのですか。	ある限られた期間だけ学生寮に寝泊まりするということで、学校の学生寮・寄宿舎から通学する学生・生徒とは異なりますので、これらの学生はその学生寮では調査せず、自宅で調査します。
11	調査の対象、調査する場所	自宅を離れて友人宅に3か月以上住んでいる場合、どこで調査するのですか。	3か月以上自宅を離れて友人宅に住んでいますので、友人宅で調査します。
12	調査の対象、調査する場所	引っ越しのため、10月1日午前零時には移動している場合、どこで調査するのですか。	引っ越し先で調査します。

No.	カテゴリ	質問	回答
13	調査の対象、調査する場所	生まれたばかりで、10月1日現在まだ病院にいる新生児は、どこで調査するか。	病院を退院してからふだん住むことになっている所（母親が調査される場所）で調査します。
14	調査の対象、調査する場所	仕事の関係で3か月以上出張している場合、どこで調査するのですか。	出張先で寝泊まりする所が一定している場合は、その出張先（寝泊まりしている所）で調査します。 出張先で寝泊まりする所が一定ではなく、10月1日の前3か月の間に1度も自宅に帰ってこなかった場合は10月1日現在いる場所で調査します。また、出張先で寝泊まりする所が一定ではなく、少しでも自宅に帰ってくる場合は自宅で調査します。
15	調査の対象、調査する場所	出稼ぎに出てから3か月以上になりますが、10月1日には自宅に帰ってきていて、またすぐに出稼ぎに出るようになっていました。この場合は、自宅で調査するのですか。	同じ所で出稼ぎを続けるなら、出稼ぎ先で調査し、別の所へ行くなら、自宅で調査します。
16	調査の対象、調査する場所	調査書類が配布されましたが、調査対象ではありません（お亡くなりになっている場合、会社等の建物で誰も住んでいない場合）。どのようにしたらよいでしょうか。	調査員へ連絡いたします。 恐れ入りますが、国勢調査町田市実施本部コールセンター：0570-66-6781までお電話ください。
17	世帯の考え方	親夫婦と子夫婦が同じ家に住んでいる場合、1世帯とするのですか、2世帯とするのですか。	親夫婦と子夫婦の居住しているそれぞれの部分が、「住宅の要件」を備えていれば、2世帯とします。「住宅の要件」を備えていない場合には、生計が全く別であれば、別々の世帯とし、生計を共にしていれば一つの世帯とします。
18	世帯の考え方	親夫婦は、子夫婦と別々の住宅に住んでいますが、食事は一緒にしています。この場合、同じ調査票に記入するのですか。	原則としては2世帯としますが、世帯の回答がひとつで、それぞれの住宅が同じ棟又は同じ敷地内にある場合は、一つの世帯としても差し支えありません。
19	世帯の考え方	家の建て替えのため、家族が別々のアパートに住んでいる場合、一つの世帯としてよいのですか。	このような場合は、別々の世帯とします。
20	世帯の考え方	親せきの子どもが同居している場合、この子どもは別の世帯とするのですか。	家族同様に食事などをさせている場合は、別の世帯としないで、その世帯に含めます。
21	世帯の考え方	知人から子どもを預かっていますが、その知人から食事代を受け取っています。知人の子どもは、同じ世帯となるのですか。	家族同様に生活していれば、その世帯に含めます。
22	調査票の記入	ボールペンで記入してもよいのですか。	調査票への記入は、黒い鉛筆またはシャープペンシルをお願いします。ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。
23	調査票の記入	「世帯主」は、住民基本台帳に届け出ている世帯主でないといけないのですか。	国勢調査では、届出に関係なく記入することとなっていますので、届出の世帯主と異なっても差し支えありません。
24	調査票の記入	家の建て替えのため、別の場所に3か月以上仮住まいしていたことがあった場合、どのように記入するのですか。	新築の家に住み始めてからの期間について記入します。 なお、仮住まいしていた期間が3か月未満の場合は、建て替え前の家に住んでいた期間も含めて記入します。

No.	カテゴリ	質問	回答
25	調査票の記入	住み始めてから22年になりますが、その間に3年間単身赴任で海外に勤務していました。この場合は、どうなるのですか。	途中で、3か月以上不在にしていた（他のところに住んでいた）ことになるので、海外勤務から戻ってきた時からの年数を記入します。
26	調査票の記入	生まれてから引き続き25年住んでいる場合、「出生時から」と「20年以上」両方に記入するのですか。	生まれてから継続して住んでいれば「出生時から」のみに記入します。
27	調査票の記入	令和2年10月1日（調査日）に、まだ病院にいる新生児については、どのように記入するのですか。	病院を退院してからふだん住むことになっている場所（母親が調査される場所）を記入してください。
28	調査票の記入	仕事も通学もしている場合はどちらを記入すればよいですか。	仕事も通学もしている人は、従業地について記入してください。
29	調査票の記入	特定の会社・団体に所属していない俳優・音楽家・芸人などの場合、従業地はどこにするのですか。	自宅を従業地とします。 ただし、自宅以外に事務所などを持っている場合は、その事務所の所在地を従業地とします。
30	調査票の記入	この1週間、勤め先以外の場所に出張している場合は、どこを従業地とするのですか。	勤め先の所在地を従業地とします。
31	調査票の記入	日々雇用されている人の場合は、どこを従業地とするのですか。	この1週間、主に仕事をしていた現場事務所の所在地を従業地とします。現場が一定していない場合は、現在雇われている事業所（現場事務所や土木出張所など）の所在地を従業地とします。
32	調査票の記入	土木工場の現場で働いている人の従業地は、どこにするのですか。	工事現場に、事務所があればその現場事務所の所在地を、事務所がなければその工事現場を管轄する事務所の所在地を従業地とします。
33	調査票の記入	育児休業や介護休業期間中の場合は、どこを従業地とするのですか。	給与・賃金をもらうことになっていることや、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合は、「仕事を休んでいた」となり、休業前に勤めていた事業所の所在地を従業地とします。
34	調査票の追加	もう一枚調査票を必要とする場合、どうしたらよいですか。	追加の「調査票」をお届けするように調査員へ連絡いたします。 恐れ入りますが、国勢調査町田市実施本部コールセンター：0570-66-6781までお電話ください。
35	調査票の提出	調査票を郵送で提出すると、どこに届けられるのですか。調査員の家に届けられることはないのですか。	調査票を郵送提出すると、郵送提出用封筒の表面に記載してあるとおり、宛先の調査事務局を通じて、町田市に届けられます。したがって、調査員の家に届けられることは絶対にありません。

No.	カテゴリ	質問	回答
36	調査票の提出	郵送提出したいのですが、封筒が2種類あります。どちらを使用すればよいのですか。	国勢調査では、世帯の皆様には調査票を配布する際に用いた「国勢調査のお願い」と書かれた青い封筒（『調査書類収納封筒』（大きめの封筒））、『郵送提出用封筒』（小さめの封筒）の2種類を配布しています。郵送提出に用いる封筒は、そのうちの『郵送提出用封筒』（小さめの封筒）になりますので、こちらをご利用ください。
37	調査票の提出	調査票を速達で送ることはできるのですか。	調査票を郵送で提出する場合は、切手等は貼らずに、同封の郵送提出用の封筒に入れてお近くのポストへ投函してください。もし、速達による郵送にするということであれば、その分の料金を差出人様にご負担していただくこととなりますので、ご承知をお願いします。
38	調査票の提出	郵送提出の際、調査票以外に『調査票の記入のしかた』なども返さなければならぬのですか。	郵送用の封筒には調査票のみを入れて投函してください。
39	調査票の提出	郵送用の封筒を紛失してしまいました。どうすればよいのですか。	新しい「郵送提出用封筒」をお届けするように調査員へ連絡いたします。恐れ入りますが、国勢調査町田市実施本部コールセンター：0570-66-6781までお電話ください。
40	調査票の提出	調査票はすでに配られたのですが、10月1日まで記入しないほうがよいのですか。	10月1日以前に記入いただいても構いませんが、調査期日は10月1日となっておりますので、提出は10月1日から7日までの間をお願いします。それまでに記入内容に変更がありましたら修正をお願いします。インターネットの回答は、回答された後もいつでも修正ができますので、9月14日から受け付けています。
41	調査票の提出	10月になっても調査書類が届いていません。どうしたらよいですか。	調査書類一式をお届けするように調査員へ連絡いたします。恐れ入りますが、国勢調査町田市実施本部コールセンター：0570-66-6781までお電話ください。
42	インターネット回答	『インターネット回答利用ガイド』を無くしてしまったので、再発行してほしいのですが。	セキュリティ確保のため、再発行することができません。お手数ですが、「国勢調査のお願い」と書かれた青色の封筒の中に、紙の調査票を収納しておりますので、そちらでご回答をお願いします。
43	インターネット回答	1枚の『インターネット回答利用ガイド』で同居している親夫婦世帯（別世帯）も回答できますか。	1枚の『インターネット回答利用ガイド』では、1世帯の回答となります。追加の『インターネット回答利用ガイド』をお届けするように調査員へ連絡いたしますので、恐れ入りますが、国勢調査町田市実施本部コールセンター：0570-66-6781までお電話ください。
44	インターネット回答	2世帯で『インターネット回答利用ガイド』が2通ありますが、各世帯でどちらのIDを使用すればよいですか。	どちらの『インターネット回答利用ガイド』をお使いいただいても問題ありません。
45	インターネット回答	回答内容を途中で保存し、再ログインして途中から再開することはできますか。	セキュリティを配慮した結果、申し訳ございませんが、入力した内容を途中で保存することは出来ませんので、ログインした際にすべての設問にお答えいただき、送信まで完了していただけるようお願いいたします。※回答時間の目安は、1人の世帯で約10分、4人世帯で約20分ほどです。
46	インターネット回答	入力欄が灰色になっていて入力することができません。	灰色の入力欄は、回答いただく必要がない項目となるため、入力できないようにしています。画面の上から順に回答していくと、入力が必要となった欄は白、入力が必要なくなった欄は灰色になります。

No.	カテゴリ	質問	回答
47	インターネット回答	前の設問で誤って入力したことに気づいたのですが、どうすればいいですか。	画面下にある「前に戻る」をクリックし、該当の画面に戻って修正をしてください。 また、パソコンの場合は、画面下部にある設問番号を押すと、直接移動し、回答を修正することもできますので、移動したい設問の番号を押してください。
48	インターネット回答	インターネット回答の「氏名」は漢字で入力するのですか。カタカナでも良いのですか。	どちらでも構いません。 なお、特殊な文字（環境依存文字、機種依存文字、及び外字）は使用できない場合があります。入力できない場合はひらがな・カタカナでもご回答いただけます。
49	インターネット回答	「入力内容確認」と表示されている画面に「印刷」ボタンがあるのですが、送信内容を印刷しておく必要があるのですか。	必ずしも印刷する必要はありません。ご自身で送信内容を紙で保存しておきたい場合にご利用ください。 その際にはご自身の個人情報に記載されていますので、印刷した紙のお取り扱いには十分ご注意ください。
50	インターネット回答	インターネット回答した内容を修正したいのですが、ログインIDとパスワードを忘れてしまった（紛失してしまった）ので、教えてほしいのですが。	パスワードは、設定したご自身以外が知り得ない仕組みとなっておりますので、こちらからお伝えすることができません。 回答内容を修正する必要が生じた場合は、恐れ入りますが、紙の調査票で再度提出をお願いしております。
51	インターネット回答	「はじめに（又は回答完了）」画面で時間をおいていたら、「セッションタイムアウト」の画面が表示されたのですが、どうすればよいですか。	20分以上操作がなかったため、ログイン状態が解除されています。 お手数ですが、「ログイン」ボタンをクリックし、再度ログインの上ご回答をお願いいたします。
52	インターネット回答	最後に表示されるアンケートには、必ず答えなければならないのですか。	アンケートの回答は任意となりますが、今後の国勢調査においてインターネット回答をより便利にお使いいただけるよう参考とさせていただきますので、差し支えなければご回答をお願いします。
53	インターネット回答	国勢調査オンラインへのログインは何回でもできるのですか。	インターネット回答期間中は、何回でもログインすることができます。 なお、回答送信後にログインする場合は、ご自身で設定されたパスワードが必要になります。
54	インターネット回答	今、回答を送信したのですが、回答は受け付けられているのですか。	回答送信時に「国勢調査の回答完了」画面が表示されていれば正常にできております。
55	調査員への連絡	調査員の連絡先を教えてください。	調査員への連絡は国勢調査町田市実施本部コールセンターを通していただくこととしております。 恐れ入りますが、0570-66-6781までお電話ください。
56	調査員への連絡	調査員が朝9時に再訪問するというメモを残して行きました。出勤しているので会うことができません。どうしたらよいですか。	ご都合のよろしい曜日や時間帯をお伺いできましたら、それに合わせて訪問するよう、調査員へ連絡いたします。 恐れ入りますが、国勢調査町田市実施本部コールセンター：0570-66-6781までお電話ください。 ※ただし、調査員も他の世帯の方とのお約束がある場合がございますので、必ずしもご都合に合わせられない場合がございます。